

6月から臨時福祉給付金（経済対策分）の申請を受け付けます

臨時福祉給付金（経済対策分）は、平成26年4月に実施した消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない人に対して臨時的な措置として実施するものです。

1 支給対象者

平成28年度分の住民税が非課税の人。ただし、次の場合は対象となりません。

- ・住民税において、28年度分住民税が課税者の扶養親族などとなっている場合
- ・生活保護の受給者である場合

2 支給額

1人15,000円（支給は1回）

3 申請受付日時・場所

	受付会場	受付日	時間
横山仮設住宅・津山若者総合体育館	津山公民館（会議室）	6月 5日（月）	9:00～11:00
南方仮設住宅・みなし仮設住宅等	南方仮設住宅集会所（第2）	6月 5日（月）	14:00～16:00
志津川地区	ポータルセンター（交流館）	6月 6日（火）	9:30～15:00
	総合ケアセンター南三陸	6月 7日（水）	9:30～15:00
戸倉地区	戸倉公民館（多目的室）	6月 8日（木）	9:30～11:00
入谷地区	入谷公民館（大研修室）	6月 8日（木）	14:00～16:00
全地区	総合ケアセンター南三陸	6月11日（日）	9:00～16:00
歌津地区	歌津総合支所（健診室）	6月12日（月）	9:30～15:00

※対象と思われる人には5月末にお知らせと申請書を郵送します。

申請時に持参するものは、郵送されるお知らせで確認をお願いします。

4 その他

- 上記日程で申請した場合、審査のうえ7月中旬に支給を行います。
- 上記日程で申請できなかった人は、6月13日（火）以降、保健福祉課で申請できます。

申請期間は9月30日（土）までです。

問い合わせ

制度については ☎0570-037-192 厚生労働省給付金専用ダイヤル
受付については ☎46-2601 保健福祉課社会福祉係

飼い犬の登録・狂犬病予防注射は飼い主の義務です

犬を飼っている人は、住んでいる市町村に犬の登録を行わなければなりません。登録は1頭の犬につき、基本的に生涯1回ですが、所有者が引っ越しまたは変更した場合、犬が死亡した場合は、届出が必要です。

また、年1回の狂犬病予防注射の接種も義務付けられています。動物病院などで予防注射を受けた場合は、役場で注射済票の交付を受けてください。

犬の登録などに係る手数料は次のとおりです。

犬の登録	注射済票の交付	鑑札の再交付	注射済票の再交付
3,000円	550円	1,600円	340円

※鑑札や注射済票は、必ず犬の首輪に装着しましょう。

☎ 環境対策課環境政策係 ☎46-5528



開通記念 ウォーキングイベント

～つつじ満開の田束山と
里山の春を感じに出かけよう～



実施日 5月21日（日）〔雨天中止〕

集合時間・場所 午前9時・田束山頂上トイレ前

解散時間・場所 午後2時（予定）・ひころの里
※出発地点までは専用車でお送りします。

歩行予定距離 約8.1km

ルート 田束山頂上トイレ前→満海山入口→弘川→（車利用）→巨石入口→入谷八幡神社→（車利用）→ひころの里

参加費 1,000円〔昼食代（ひころの里 ぽっかり御膳）・保険・施設使用料〕

募集人員 25人（先着順）

申込方法 ①氏名、②住所、③生年月日、④電話番号（中止の連絡などがお知らせできるもの）、⑤家族などの緊急連絡先を明記のうえ、FAXまたはメールで申し込みください。締め切りは5月17日（水）
FAX:46-5348 メール:kankou@town.minamisanriku.miyagi.jp

☎ 商工観光課観光振興係 ☎46-1385